

新型コロナウイルス感染症についての各種相談先

事業者向け各種相談窓口

■資金繰りに関すること

- ①国のセーフティネット保証4号・5号、危機管理保証の認定
 - ②県中小企業セーフティネット資金の認定
- 那覇市商工農水課まで ☎098-951-3212

■新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付等

沖縄振興開発金融公庫 ☎098-941-1785

■持続化給付金に関すること

事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

中小企業金融給付金相談窓口 ☎0570-783183

■雇用調整助成金に関すること

労働者に対して一時的に休業・教育訓練または出向を行い、雇用を維持した場合に休業手当、賃金などの一部を助成します。

沖縄労働局職業対策課 ☎868-3701

■その他

中小企業・小規模事業所経営相談窓口

那覇商工会議所 ☎098-868-3758

沖縄県信用保証協会 ☎098-863-5300

沖縄県よろず支援拠点 ☎098-851-8460

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



経済産業省
ホームページ



収入減や休業失業、生活資金でお悩みの人

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの市民に向けた「緊急小口資金等の特例貸付」を実施します。

収入が減った人、休業中の人(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ **対象者**：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ **貸付上限額**：10万円以内(個人事業主や4人以上の世帯などは特例20万円以内)

■ **据置期間**：1年以内

■ **償還期限**：2年以内

■ **貸付利子**：無利子

■ **保証人**：不要

失業中の人(総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。(生活支援費)

■ **対象者**：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■ **貸付上限額**：●(2人以上)月20万円以内
●(単身)月15万円以内

■ **貸付期間**：原則3カ月以内

■ **据置期間**：1年以内

■ **償還期限**：10年以内

■ **貸付利子**：無利子

■ **保証人**：不要

相談・申込先：那覇市社会福祉協議会
那覇市総合福祉センター内

☎098-857-7766 [受付時間] 9時～16時



那覇市社会福祉協議会

(注) 原則、予約制となっています。

(注) 必要な書類等はホームページでご確認ください。

(注) 総合支援資金の申し込みには、原則、自立相談支援事業等による支援の申し込みと継続的な支援を受けることが要件となります。

国民健康保険における傷病手当金の支給について

国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている人）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われた場合に、仕事ができなかった期間において、傷病手当金を支給します。

国民健康保険課 ☎098-862-4262

失業や収入減少等により生活が困窮する人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う失業や収入減少等により生活が困窮している人について、家計や仕事、生活上の困りごとなどの相談受付、支援を行っています。住居確保給付金の申請には、原則として那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターにおける面談が必要となります。

なお、不特定多数の来所による新型コロナウイルスの感染・拡散防止のため、**面談を含む相談全般は事前予約制**とし、ご希望の方はあらかじめ電話予約をお願いします。

相談窓口：那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
(カフーナ旭橋6階 グッショブセンターおきなわ内)

開所日：月曜から金曜(祝日を除く) 受付時間：9時～16時(12時～13時を除く)

☎098-917-5348(事前予約及び問い合わせ電話番号)

特別定額給付金

国では全国民一律10万円の給付の準備を進めています。市民のみなさまの申請方法などが決まりましたら、改めてお知らせいたします。

詳細は総務省ホームページをご覧ください。

コールセンター ☎03-5638-5855

[応対時間] 9時～18時30分(土日祝日を除く)



総務省ホームページ

東京弁護士会所属／弁護士法人マイタウン法律事務所／マイタウン法律事務所東京事務所／東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルヂング6階

右記2つとも当てはまる方は、国から給付金を受けられる可能性があります。対象者から母子感染した方や、ご遺族(相続人)も対象となります。ただし、給付金を受け取るには対象者から国へ請求する必要があり、その期限は令和4年1月12日までのです。ご自分が対象者かも?と思われた方は、**早めの準備**をご検討ください。

対象者になりそうかどうかは、下記**無料電話相談**で簡単に確認できます。お気軽にお電話ください。

無料電話相談 (平日9時～17時30分)
0120-918-862

弁護士 柏木研一郎

☑ **B型肝炎ウイルスに感染している**

☑ **昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ**

私もお悩みなのかなあ

電話してみよう!

給付金の例	
死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円
肝硬変(軽度)	2500万円
慢性B型肝炎	1250万円
無症候性キャリア	50万円

※その他症状に応じて支給

ご存じですか?

B型肝炎 給付金